医療法人常葉会長与病院 看護小規模多機能型居宅介護 とこはの家

重要事項説明書・利用契約書 個人情報利用に関する説明及び同意書

重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1. 事業者(法人)の概要

名称	· 治	よ人 種	1 別	医療法人 常葉会	
代	表	者	名	理事長 本多 光幸	
				(住所) 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647番地	
所在	:地・	連絡	各先	(電話) 095-883-6668	
				(Fax) 095-883-6669	

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事	業		所	名	看護小規模多機能型居宅介護 とこはの家
					(住所) 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647番地
所 7	在 地	•	連絡	先	(電話) 095-865-9672
					(Fax) 095-865-9673
事	業	所	番	号	4 2 9 1 1 0 0 0 9 9
管	理	者	氏	名	上野菊代

(2) 事業所の職員体制

分类 孝の		区	分		
従業者の 職種	人数(人)	常勤	非	業務の内容	
4联7里		币 到 	常勤		
管理者兼看護職	1	1	0	業務内容の調整・苦情対応・看護業務	
計画作成者	1	1	0	サービスの調整・相談業務	
看護職員	11(兼務 4)	11	0	看護業務・訪問看護	
介護職員	11	9	2	日常生活介護・訪問介護	
理学療法士	4	4		利用者評価及び職員の指導・医療保険でのリハビリ	
作業療法士	1	1		利用者評価及び職員の指導・医療保険でのリハビリ	
言語聴覚士	1	1		利用者評価及び職員の指導・医療保険でのリハビリ	
事務	0			事務業務	

(3) 事業の実施地域 営業時間 定員など

通常の実施地域		長与町		
営業日及び営業時間		営業日:365日 営業時間:24時間(緊急対応含む)		
サービス提供時間		基本時間		
		通い:9:30~17:30 泊まり:17:30~9:30		
		(利用者又は、家族の都合により時間の短縮・延長可能)		
定員 登録定員		2 9 名		
	1日定員	通いサービス18名以下 宿泊サービス9名		

※24時間緊急時体制を取っています

3. サービスの内容

> ∀ . 2					
通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日			
		常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア・処置などを提			
		供します。食事については、身体状況、嗜好に栄養バラン			
		スに配慮し、栄養士の献立に基いて提供します。送迎につ			
		いては、利用者の状態に応じて原則職員が対応いたします。			
	看護	主治医の指示・看護小規模多機能型居宅介護計画書にもと			
		づき、療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看			
訪問サービス		取りのケア、食事や入浴排泄、医療的ケア、介護相談等を			
		提供いたします。			
	介護	食事や、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の支援・介護			
		相談等提供いたします。			
宿泊		事業所に宿泊していただき、医療的ケアや食事・入浴・排			
		泄等の日常生活上のお世話を提供いたします。			
食事の提供時間		朝食8時 昼食12時 夕食17時半			
		食事時間は、利用者の個別な状態に合わせて(体調に合わ			
		せて)柔軟に対応しながら、栄養士による管理されたメニ			
		ューを提供いたします。			

4、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画

看護小規模多機能型居宅	サービス提供するにあたり、利用者の心身の状況、希望及びそのおか
介護サービス計画書	れている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握しサービス計画
	書を作成します。
看護小規模多機能型居宅	サービス計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又は、
介護サービス計画書の交	家族に対し十分な説明を行うと共に、計画書を交付し利用者の同意を
付	得ます。

5、利用料金

【介護保険の場合】

- (1)保険給付サービス
- ①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の1割から3割のご負担となります。

- 1か月の定額制となります。
- ②月の途中で要介護度が変更になった場合

介護度の変更になった場合は、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割負担となります。

③月途中よりの登録・終了された場合

月途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日:契約締結日ではなく、サービスを実際に利用開始された日

終了日:利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2)1月当たりの利用料[1割負担分]

①介護度	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
利用者負担	12.447 円	17.415 円	24.481 円	27.766 円	31.408 円

※2割・3割負担の方は表示金額に割合分を乗算でのお支払いとなります。

(3)加算について

加算名	加算内容	1割負担の金額
②初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間には1日に付加	1日につき
	算されます。30日を超える入院をされた後再び利用を開始	30 円
	した場合も同様です。	
③認知症加算(I)	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が認められ、	1月につき
	介護を必要とする認知症の利用者様	760 円
	[認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方]	
④認知症加算(Ⅱ)	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたす恐れのある症	1月につき
	状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注	460 円
	意を必要とする認知症の利用者	
	[認知症日常生活自立度Ⅱ以上]	
⑤サービス提供	所定の基準を満たし、介護職員の内、介護福祉士の割合が	1月につき
体制強化加算(I)	70%以上であること。	750 円
⑥訪問体制強化	訪問サービスの算定月における提供回数について	1月につき
加算	延訪問回数が事業所として、200回以上で算定	1000 円
⑦緊急時訪問看	24 時間連絡体制にあって、かつ計画的に訪問する事となっ	1月につき
護加算	ていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合	774 円
⑧特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を	1月に(1)500円
	行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	又は(Ⅱ)250円
⑨総合マネジメ	医師・看護師・介護職員などの多様な職種と連携するため	1月につき
ント体制強化加	の体制構築に対する加算	1200 円
算		
⑩ターミナル	死亡日及び、死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケ	死亡月につき
ケア加算	アを行った場合	2500 円
⑪看護体制強化	利用者の重度化を踏まえた看護体制を取っている場合	(1)1月3000円
加算		(Ⅱ)1月2500円
⑫退院時共同指	病院・診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中の利用	1回600円
導加算	者が退院、退所するにあたり共同指導を行った後、当該者	※厚生労働大臣が定め
	の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	る状態の方は2回加算
⑬若年性認知症	若年性の認知症に対する受け入れ加算(厚生労働大臣が定	1月800円
利用者受け入れ	める基準者)	
加算		
④介護職員処遇	①の1月あたりのサービス利用料に該当加算を合算に加算	

改善加算		
15サービス過小	登録者1人当たりの平均利用回数(通い・訪問・宿泊)が	70/100
による減算	4 回未満の場合	単位(円)
16科学的介護推	介護サービスの質の向上を図る目的で、科学的根拠に基づ	1月400円
進体制加算	いて介護サービスを提供する	
⑰生産性向上推	テクノロジーの導入により、利用者の安全及びケアの質の	1月100円
進体制加算	確保を目的とする	

- ※⑦・⑧については、区分支給限度額対象外となります
- ※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修・居宅療養管理指導・ 訪問リハビリに限られます。

(4) 短期利用1日あたりの利用料金 [1割負担分]

介護度	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
利用者負担	571円	638円	706円	773円	839円
[1割負担]					

※短期利用時の要件

- ・宿泊室に空きがあり、緊急やむを得ない場合
- ・利用者の状態や利用者の家族の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用する事が必要と認めた場合

利用の開始前に、予め申請を頂き7日間の利用可能です。

また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日以 内の利用が可能です。

【医療保険の場合】

医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾 患や病状に該当する場合は、訪問回数の制限は有りません(在宅でのリハビリは、あくまで訪問看 護業務の一環としてリハビリ専門職が活動しております)

	訪問看護療養費							
訪	看護師・PT・OT・ST(週3日迄	1日あたり	555 円				
	有暖叫"11"01"31(週4日目以降	1日あたり	655 円				
問	訪問看護基本療養費(Ⅲ)外泊中		1日あたり	850 円				
看	難病等複数回訪問加算	1月2回	1回あたり	450 円				
<i>=</i> #+	(週4回以上の訪問を算定できる方)	1月3回以上	1回あたり	800 円				
護	緊急時訪問看護加算		1日あたり	265 円				
基	長時間訪問看護加算	週1回まで	1回あたり	520 円				
+	(特別指示・特別管理加算対象の方)	週1日よく	1日めたり	320 T				
本	夜間・早朝加算		1回あたり	210 円				
療	18:00~22:00 6:00~8:00		1日めたり	210 🗇				
養	深夜加算(22:00~6:00)		1回あたり	420 円				
食	複数名訪問看護加算							

費	イ)看護師・PT・OT・ST の場合	週1回まで	1回あたり	450 円
	ロ)看護補助者の場合	週3回まで	1回あたり	300 円
	※看護補助者の場合	1日1回		300 円
		1日2回		600 円
		1月3回以上		1000円
訪	訪問看護管理療養費	月の初日	1 目あたり	1253 円
問	切 可	2 日目以降	1 目あたり	300 円
看	24 時間対応加算		1月あたり	640 円
護	特別管理指導加算		1月あたり	500 円
管	(別に厚生労働大臣が定める状態にある方)		1月あたり	250 円
理	退院時共同指導加算	退院時	1回あたり	800 円
療	在宅患者連携指導加算	必要時	月1回まで	300 円
養	在宅患者、緊急時カンファレンス加算	必要時	月2回まで	200 円
費	訪問看護情報提供療養費		1月あたり	150 円
	ターミナルケア療養費	死亡月	1回	2500 円

※厚生労働大臣が定める疾患

(平 22.3. 厚労省告示第74号改正)○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○ スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度が II 度又は III 度のもの ○多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群) ○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱性多発神経炎○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の方

※その他必要な料金<u>(看護小規模多機能型居</u>宅介護利用料以外の実費)

- ・リハビリ・レクレーション、作業療法の材料費等
- 医療費·薬剤費等
- ・駐車場:1台分の駐車スペースの確保をお願い致します。 駐車スペースを確保できない場合、近隣の有料駐車場を使用いたします。 その際の駐車料金は、ご利用者様の自己負担となります。
- ・ご遺体のケア 10000円
- ・おむつ利用の実費(別紙掲載)
- ・宿泊費:2500円(リネン代金含む) ※緊急ショートの場合は5000円
- ・その他:受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合は、以下の自費料金が 発生します(消費税込み)

対象職員	提供時間及び金額	
	1時間	以降 30 分毎に
ヘルパーサービス	2200 円	1100 円ずつ追加料金あり
看護サービス	4400 円	2200 円ずつ追加料金あり

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、20日迄に前月分の請求をいたします。月末までにゆうちょ銀行・十八銀行からの引き落としにてお支払い下さい。*入金確認後、領収書を発行します。

(手数料につきましては、利用者様負担となります。)

サービス内容に関する苦情相談等申し立て窓口

	窓口責任者	上野菊代
ご利用者様	ご利用時間	8:30~17:30
相談窓口	ご利用方法	電話 (095-865-9672)
		Fax (095—865—9673)
		面接 (当事業所相談室)
長与町介護保険課		電話 ・包括支援係
(包括支援係・介護総務係)		$(0\ 9\ 5 - 8\ 0\ 1 - 5\ 8\ 2\ 2)$
		・介護総務係
		$(0\ 9\ 5 - 8\ 0\ 1 - 5\ 8\ 2\ 3)$
		Fax (095-883-1464)
長崎県国民健康保険団体連合会		電話 (095-826-1599)
		Fax (095-826-1799)

5、緊急時等における対応

サービス提供中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じた時には 速やかにご利用者様の主治医・関係医療機関に連絡の措置を講ずると共に、緊急連絡先(ご家族様等)、へ連絡します。

6、協力医療機関

医療法人常葉会長与病院	所在地:長与町吉無田郷647番地
	電話 095-883-6668
ひでふみデンタルクリニック	所在地:長与町高田郷 951 番地
	電話 095-814-5700

7、事故処理(損害賠償)

サービス提供に際し、ご利用者様に事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、介護支援専門員、ご利用者様のご家族様に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、事故の状況及び取った対応処置を含め、記録し保管(介護2年・医療5年)します。

賠償すべき事故が発生した場合も、損害賠償を速やかに行います。

ただし、ご利用者様に故意または過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、賠償責任を減じる事が出きるものとします。

注 損害賠償がなされない場合

事業者は、事故の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償は負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を免れます。

- 1. ご利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
- 2. ご利用者様が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
- 3. ご利用者様の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない 事由により損害が生じた場合。

8、サービスの終了

- ① お申し出下されば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合で終了する場合
 - ※やむを得ない事情によりサービスを終了させて頂く場合がございます。

その場合には、終了させて頂く1 $_{f}$ 月前までに(場合によっては、直ちに)文書にて通知させて頂きます。

(例:料金の未納・・3ヶ月滞納、暴言、暴力、セクハラ行為等)

- ③ ご利用者様やご家族様が、従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの信頼関係を失った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
- ④ 入院のため2か月以上のご利用がない場合。

9、運営推進会議の設置

当事業所は,看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

構成委員	利用者代表、利用者の家族代表、民生委員、地域住民代表、長与町介護保険課
	当事業所について知見を有する方
開催	おおむね、2ヶ月に1回開催します

10、秘密の保持

- 1)事業者及び従業者は正当な理由が無い限り、利用者又は利用者ご家族の秘密を洩らしません。
- 2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

11、個人情報の取り扱い

1)事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合には予め同意を得た上でその情報を用い、必要な情報を収集する事があります。

12、身体的拘束等

身体拘束の禁止	事業所は身体拘束をいたしません
緊急やむを得な	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は心身を保護するために、緊急やむをえ
い場合	ない場合には、家族に身体拘束について詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に
	伴う同意書」に記名押印を受け、その条件と期間内のみ拘束を行うものとします。
身体拘束を行っ	その対応及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記載し
た場合の記録	ます。

13、人権擁護及び虐待防止のための措置

措置内容	人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。
	・成年後見人制度の利用支援を致します。
	・虐待防止を啓発・普及するための職員研修を行います。
	・職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え人権を辱めるなどの虐待をしません。

14サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証・医療保険証などの確認を致し
	ます。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反し
	て利用時に破損した場合は、弁償していただく場合がございます
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる様な行為は、ご遠慮ください。
宗教活動等	事業所内での、他の利用者に対する執拗な宗教活動、及び政治活動はご遠
	慮ください。

以上

- この規定は令和3年4月1日より実施
- この規定は令和6年4月1日より実施

令和 年 月 日 看護小規模多機能型居宅介護事業者	
看護小規模多機能型居宅介護事業者	
所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 647 番地	
所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 647 番地 事業者(法人)名 医療法人 常葉会 長与病院	
事業所名 看護小規模多機能型居宅介護 「とこはの家」	
電話番号 095-865-9672	
代表者名 理事長 本多光幸 印	
説明者 施設長 上野菊代 印	
私は、本書面により事業所からの看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、重要項の説明を受けると共に、サービスの開始について同意いたします。	要事
令和 年 月 日	
利用者	
住所	
電話番号	
利用者の代理人又は任意後見人	
<u>氏名</u>	
住所	
電話番号	

看護小規模多機能型居宅介護サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき

看護小規模多機能型居宅介護 とこはの家 における個人情報に関する方針

看護小規模多機能型居宅介護(以下とこはの家という)は個人情報に関する法律を遵守して、個人 の権利・利益を保護する為に、次の通り個人情報に関する方針を定めています。

- ①個人情報は、適正な取得に努め、利用目的を達成する為には、正確に最新の内容を保ちます。
- ②通常、必要と考えられる個人情報の範囲は、とこはの家のサービス提供に必要な情報です。 個人情報は、利用目的達成の範囲内で利用いたします。

なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応を致します。 意思表示が無い場合は、同意が得られたものと致します。

上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。 但し、都道府県等外部監査機関などは、第三者に該当しないため、文書で同意を得ない事が あります。

- ③個人情報の保護に対する照会は、いつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ④個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合には、調査の上対応致します。
- ⑤従業員への個人情報保護規定に対する教育を周知徹底します。また雇用契約時や、離職後においても守秘義務を遵守させます。
- ⑥個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、情報漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題 発生時には、速やかに対処します。
- ⑦個人情報の開示を求められた場合は、常葉会の情報提供の手続きに従い開示します。

個人情報の使用に関わる同意書

四人用我の次用に因れる可思音
私(被保険者氏名) は看護小規模多機能型居宅介護サービスを受けるた
めに必要な私個人及びその家族の情報を必要最小限の範囲で利用することについて同意します。
1、利用期間
看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供に必要な時間及び契約期間に準じます。
2、利用目的
(1) 利用者に関わる看護小規模多機能型居宅介護サービス計画書を作成し円滑にサービス提供がなさ
れるために実施する、サービス担当者会議での情報提供の為
(2) 医療機関・福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、包括支援センター、自治体(保
険者)その他調整の為
(3) 主治医の意見を求める必要がある場合
(4) 事業所内カンファランスの為
(5) その他、サービス提供で必要な場合
(6) 上記各号に限らず緊急を要するときの連絡の場合
3、使用条件
(1)個人情報の提供は、サービス提供に関わる目的以外に利用しないまた、利用者とのサービス利用
に関わる契約の締結前からサービス修了後においても、第3者に漏らさない
(2)個人情報を使用した会議の内容や参加者について、記録し請求があれば提示する
4、肖像権
(1)事業所内における行事実施時、及び日常風景を撮影した映像・写真(肖像物)の使用について
①行事記念品として、持参用ポスターや必要時のカンファランスへの資料としての使用
②各種広告物(ホームページ、Facebook・町報紙物・新聞・テレビ等)への写真の利用
(2) 上記内容について (2) Zま なせの記せれるませ (2) Zまのみの記せれるませ (2) エコ
() 写真・名前の記載を承諾 () 写真のみの記載を承諾 () 不可
令和 年 月 日
事業所名 : 看護小規模多機能型居宅介護 とこはの家
令和 年 月 日 利用者 氏名 印
利用者 <u>氏名 </u>
分 元
住所
電話番号
<u>电印笛力</u>
利用者の代理人又は任意後見人
氏名
· · · ·
住所

電話番号

看護小規模多機能型居宅介護とこはの家 利用契約書

<u>私(被保険者氏名</u>
) (以下契約者と言う)と、とこはの家(以下「事業者」 という)は、契約者が事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対す る使用料金を支払うことについて次の通り契約を締結します。

第1章 総則

第1条 契約の目的

- 1、事業者は、介護保険法等関係法令、健康保険法及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅に おいて、心身の機能の維持回復を図り、より健康的で快適な療養生活が営むことが出来るよう、看護 小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2、事業者が契約者に対して実施するサービス内容事業所の概要、利用料金などの重要事項は別紙「重要事項説明書」に定める通りです。

第2条 契約期間及び内容変更について

介護保険の場合

- 1、この契約期間は契約締結日から、要介護認定期間の満了日までとします。
- 2、この契約は要介護認定有効期間満了日が変更された場合は、変更後の満了日をもって契約満了とします。
- 3、期間満了日の7日以上前に、契約者から文章による契約終了の申し入れが無い場合、本契約はさらに同じ条件で自動更新されます。
- 4、事業者は、契約者が看護小規模多機能型居宅介護サービスを解約し、他の居宅サービスを希望される場合は、速やかに希望される居宅支援事業所に連絡するなど、必要な援助を行います。
- 5、この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無についてはサービ ス提供表のとおりです。
- 6、契約者は、いつでもサービスの内容を変更するように申し出る事が出来ます。事業者は変更を拒む 正当な理由が無い限り、サービス内容の変更をします。

第3条 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画書の決定・変更

- 1、事業者の管理者は、事業所の介護支援専門員に契約者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型 居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2介護支援専門員は、契約者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえ、援助の目標 当該援助の目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護サ ービス計画書を作成します。
- 3、事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画について、契約者及び その家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4、事業者は、契約者の心身の状態、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、又は契約者及びその家族から変更要請がある場合、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画、及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を変更します。

- 5、前項の変更に際して、居宅サービス計画書の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業所に連絡 する等の必要な援助を行います。
- 6、事業者は、居宅サービス計画書、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画書を変更した場合は、 契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 介護保険給付サービス

1、事業者は介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下「通いサービス」という)契約者の居宅に訪問して、看護、介護を行うサービス(以下「訪問サービス」という)及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス(以下「宿泊サービス」という)を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に沿って提供します。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 サービス料金の支払い

- 1、事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が 介護サービス費として市町村から、給付を受ける額(以下「介護保検給付費額」という)の限度にお いて、契約者にかわって市町村から支払いを受けます。
- 2、契約者は、第 4 条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の利用料金(1 割~3 割)を事業者に支払うものとします。
- 3、本サービスの利用料は、月額制とします。月途中から登録した場合又は、月途中からの登録を終了 した場合は、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4、月途中で要介護度が変更になった場合は、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて、計算します。
- 5、前項の他、契約者は以下の料金を事業者に支払うものとします。
- 1) 食費
- 2) おむつ利用代金
- 3) 宿泊費
- 4) その他、生活及び、特殊なレクレーション活動費
- 5) 医療費
- 6) 通常利用の実施地域以外のご利用時の送迎(1km 50円)
- 6、1) \sim 6) に定めるサービス利用料金は 1 か月ごとに計算し、事業者にこれを翌月 20 日までに支払 うものとします。

第6条 利用の中止、変更、追加

- 1契約者は、利用期日前においてサービス利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合は、原則としてサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、職員の稼働状況により 契約者の希望する日時に、サービス提供できない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議 するものとします。

第7条 利用料金の変更

- 1、第5条第1項、第2項に定めるサービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更いたします。
- 2、第5条第5項に定めるサービス料金については、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由が ある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う2か月前までに説明をしたうえで当該サービスの利 用料金を、相当な額へ変更いたします。
- 3、契約者は前項の変更に同意する事が出来ない場合は、本契約を解約する事が出来ます。

第3章

第8 条事業者及び職員の義務

- 1、契約者及び職員は、サービスの提供に当たっては、契約者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2、事業者は、契約者の健康管理を適切に行う為、主治医と密接な連携に努めるものとします。
- 3、事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供を行っているとき、利用者に様態の急変が生じた場合は速やかに長与病院医師へ連絡し、主治医との連携をとり、必要な対処を行います。
- 4、事業者は、自ら提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行い、定期的に外部の 有識者による評価を受け、それらの結果を公表し、その改善に努めます。
- 5、事業者は、事業の運営に当たり、地域住民又は、その自発的な活動との連携及び協力を行い、地域 との連携を図るものとします。
- 6、事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を作成し、それを2年間保管し、契約者、又は代理人の請求に基づいてこれを閲覧させると共に、法人規定にのっとり、有料にて情報を複写等交付することとします。

第9条 守秘義務

- 1、事業者又は職員は、サービス提供するうえで、知り得た契約者及び家族等に関する事項を、正当な 理由なく第3者に漏洩しません。この守秘義務は本契約終了後も継続します。
- 2、事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関に契約者に関する心身等の情報 を提供できるものとします。
- 3、前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書等で得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いる事が出来るものとします。

第4章 損害賠償(事業者の義務違反)

第10条 損害賠償責任

- 1、事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について、賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。 ただし、契約者に故意または、過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとします、
- 2、事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき理由が無い限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に 該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は 不実の告知を行ったことに起因して、損害が生じた場合
- 二 契約者がサービスの実行に必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず又は不実 の告知を行ったことによる損害が生じた場合
- 三 契約者の急激な体調の変化など、事業者が実施したサービスに起因しない事由により損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及び職員の指示・依頼に反して行った行為により、損害が生じた場合

第12条 事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・天災その他自己の責に帰さない事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求する事はいたしません。

第5章 契約の終了

第13条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

- 1契約者は、以下の各号に基づく契約の終了が無い限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。
- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は、自立と判定された場合
- 三 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所が、介護保険の指定取り消された場合又は、辞退した場合
- 五 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は、解除された場合
- 2事業者は、前項第1号を除く各号により、本契約が終了する場合には、契約者の心身の状態、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条 契約者からの中途解約

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除する事が出来ます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとします。
- 2 契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約する事が出来ます。
- 一 第7条第3項により本契約を解約する場合
- ニ 契約者が入院した場合

第15条 契約者からの契約解除

契約者は、事業者又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 事業者もしくは職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは職員が第9条に定める守秘義務に反した場合
- 三 事業者もしくは職員が故意または過失により契約者又は、その家族等の身体・財産・名誉等を傷つ け、又は不信行為を行うなど、重要な事由が認められた場合

第16条 事業者からの契約解除

事業者は契約者が以下の事項に該当する場合は、本契約を解除する事が出来ます。

- 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は、不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者が故意に著しく常識を逸脱する行為があり、申し入れにもかかわらず、改善が無くサービス 提供が困難になった場合(2週間の予告期間有り)
- 三 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上停滞した場合は、この契約を解除する旨の催告を行い、定められた1月以上の期間内にその支払いが無い場合四 契約の終了
- ・契約者又は事業者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した時
- ・契約者が看護小規模多機能型居宅介護サービス以外の居宅系サービスを利用した場合
- ・契約者が介護保険施設へ入所した場合
- ・契約者が死亡した場合
- ・契約者の要介護状態区分が、自立又は、要支援状態と認定されたとき
- ・契約者が事業者の営業上実施地域以外へ転出した場合

第17条 清算

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、その他事業者に対する義務を負担している場合は契約終了日の翌月20日までに清算するものとします。

第6章 その他

第18条 苦情および要望

事業者は、契約者又は契約者の家族から、提供されたサービスに関する苦情や要望が出た場合、苦情要望を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第19条 契約内容の履行と契約外事項について

- 1 契約者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し契約者及び事業者の協議によって定めます。

第20条

契約者及び事業者は、この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する 第1管轄裁判所とする事とします。